

## 議案第1号

富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年8月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

## 提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）により改正された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたことに伴い、個人番号の通知カードの再交付に係る手数料の規定を削除するため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市手数料条例の一部を改正する条例

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の23の項を削り、同表の24の項中「省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）」に改め、同項を同表の23の項とし、同表中25の項を24の項とし、25の2の項を25の項とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。